

2014年3月6日

各位

会社名 シンバイオ製薬株式会社  
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 吉田 文紀  
(コード番号: 4582)  
問合せ先 取締役 副社長執行役員 CFO 下村 卓  
(TEL. 03-5472-1125)

## 当社取締役に対する新株予約権（ストックオプション）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額及びその内容についての議案を、平成 26 年 3 月 27 日開催予定の当社第 9 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 付議の理由

当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役に対し、ストックオプションを目的とした新株予約権を発行いたしたく存じます。

ストックオプションとしての報酬等については、会社法第 361 条の規定に基づき、平成 25 年 3 月 28 日開催の第 8 期定時株主総会においてすでにご承認をいただいておりますが、以下のとおり、新株予約権の内容を変更し、取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

ストックオプションとしての報酬等については、第 8 期定時株主総会において、会社法第 361 条第 1 項に規定される報酬等として、年額 8,000 万円（うち社外取締役につき 2,200 万円）の範囲で新株予約権を付与する旨のご承認をいただいております。本議案に基づく新株予約権の内容の変更後につきましても、報酬等の額については引き続き同額の年額 8,000 万円（うち社外取締役につき 2,200 万円）以内とさせていただきたいと存じます。当該報酬等の額については、割当日の株価及び行使価額等、諸条件をもとに算定した新株予約権の 1 個当たりの公正価額に、当社取締役に割り当てる新株予約権の総個数を乗ずることにより算定いたします。また、当社の取締役の報酬については、平成 17 年 8 月 3 日開催の臨時株主総会において年額金 1 億 3,000 万円以内とする旨のご承認をいただいておりますが、本議案についてはかかる取締役報酬枠とは別枠でご承認をお願いするものであります。なお、当該ストックオプションの付与については、新株予約権の割当てを受けた取締役に払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と新株予約権の

払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。

## 2. 新株予約権の発行要領

### (1) 新株予約権の割当対象者

本新株予約権の割当対象者は、当社の取締役とします。

なお、本株主総会において別に付議する取締役選任に係る議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は 6 名（うち社外取締役 5 名）となりますが、本新株予約権の割当対象となる取締役は 5 名（うち社外取締役 4 名）となります。

### (2) 新株予約権の内容

ストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の内容は次のものとします。

#### ① 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権 1 個の目的である株式の数は、当社普通株式 100 株とする。

ただし、以下に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 株に満たない端数については、これを切り捨てる。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を調整することが必要な場合は、当社は、合理的な範囲で調整することができる。

#### ② 新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日発行する新株予約権の総数は、上記の年額 8,000 万円を、新株予約権の割当日の株価及び行使価額等、諸条件をもとに算定した新株予約権 1 個当たりの公正価額をもって除して得られた数（整数未満の端数は切捨て）を上限とする。

#### ③ 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズモデル」により算定された新株予約権の公正価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺するものとする。

#### ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これ

に付与株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から、当該割当日後 10 年を経過する日までの範囲で、当社取締役会が定める期間とする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

(i) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

(ii) 各新株予約権の 1 個に満たない端数は行使できないものとする。

(iii) 本新株予約権を行使することができる期間の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第 319 条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権者は、上記⑤の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

(iv) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。

(v) その他の行使条件については、当社取締役会において定める。

⑦ 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権に関するその他の事項

上記①～⑦の細則及び新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(注) 上記の新株予約権の発行については、2014 年 3 月 27 日開催予定の第 9 期定時株主総会において当該議案が可決されることを条件としております。

以上